

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.009

処 分 名	指定排水設備工事店の指定
処 分 の 概 要	適格であると認めたときは、指定排水設備工事店指定証を交付する。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 9 条及び第 39 条 春日部市指定排水設備工事店規則第 6 条
審 査 基 準	春日部市指定排水設備工事店規則 （指定等） 第 6 条 市長は、第 3 条又は前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めたものについては、春日部市指定排水設備工事店指定証（様式第 2 号。以下「指定証」という。）を交付する。 2 指定工事店は、前項の指定証を営業所内の見やすい箇所に標示し、当該指定証を紛失、又は損傷したときは、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。
標準処理期間	21 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 3 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

根拠条例及び
関係法令等の抜粋

■春日部市指定排水設備工事店規則
(指定等)

第6条 市長は、第3条又は前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、適格であると認めたものについては、春日部市指定排水設備工事店指定証(様式第2号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、前項の指定証を営業所内の見やすい箇所に標示し、当該指定証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

■春日部市下水道条例
(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した工事店でなければ行ってはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第39条 市長は、次に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(1) 指定排水設備工事店指定手数料 1件につき 20,000円

(2) 指定排水設備工事店継続指定手数料 1件につき 7,500円